

2017年2月24日

京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 高取 淳
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

平成 29 年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

「平成 29 年度京都市食品衛生監視指導計画 (案) (以下、「計画」(案) という) に対して、以下の意見、要望を述べさせていただきます。

(1) 食品安全行政の一層の充実・強化について

「HACCP」「GAP」等、食品・農産物の安全確保のための国際基準への整備や5年の準備期間が設けられていた「新しい食品表示制度」のスタート等など、2020年の東京五輪・パラリンピックを見据えた食の安全確保、仕組みづくりが急速にすすんでいます。他方、「廃棄食品の不正流通」「冷凍メンチカツによる0157の集団食中毒」「ノロウイルスによる食中毒」「特定保健用食品(トクホ)の表示問題」等、食品の安全安心に係る様々な問題が毎年のように発生しており、消費者の食に関する不安、不信は依然高いものがあります。市民の健康を守るための食品安全行政は、一層重要になっており、予防対策を含めた京都市の食の安全安心に関する施策と体制を弱めることなく一層充実強化していただくよう要望します。

(2) 次年度計画の策定について

「計画」(案)の策定については、「…PDCAの考え方にに基づき…前年度の京都市食品衛生監視指導計画の実施結果、市民や関係事業者、関係団体からのパブリックコメント…次年度計画を策定します。」となっています。「計画」(案)に関する意見募集がされましたが、当年度計画の実施状況が公表されていない中で意見を提出することになります。当年度の実施状況を踏まえて意見が提出できるように、当年計画の進捗状況についてはホームページ等で閲覧できるように要望します。

(3) リスクコミュニケーションの推進について

消費者、事業者、行政等の関係者に専門家も加わり、食の安全安心についての情報を共有し、相互理解と信頼を深めるためにリスクコミュニケーションの推進は大変重要です。「計画」(案)では、「食品衛生教育」等を中心に意見交換会が計画されています。この点についての施策の一

層の充実をお願いするとともに、食品の安全（リスク）に関する情報の共有と関係者による意見交換の機会が必要と考えます。例えば、「食品中の放射性物質のあり方」「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」「食品表示の見直し」「いわゆる『健康食品』問題」などをテーマにしたリスクコミュニケーションの開催を要望します。

（４）HACCP方式による衛生管理の普及推進について

食の安全安心の確保については、一般衛生管理をより実効性のある仕組みとすることに加え、その上で、HACCP方式による衛生管理の推進を図ることで、食品による健康被害の未然防止に役立てることについては大いに期待しています。

「食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめ」（厚労省）では、HACCP方式による衛生管理の制度化に向けたこんごの課題として、(ア)現場での理解促進と認識の共有、(イ)人材育成、(ウ)基準Bの対象となる事業者への配慮、(エ)国、地方自治体の役割など8項目にわたる課題が挙げられています。京都市内の食品加工・製造等事業者の多くが、中小・零細規模が実情です。検討会で整理されたこんごの課題もふまえ、事業者に対する丁寧な支援事業が必要です。また、事業者、消費者、専門家等によるHACCP方式による食品衛生管理についての意見交換会等を開催し、事業者の理解促進や消費者への啓発・広報などの機会も必要ではないかと考えます。

（５）「食品のアレルギ－物質に関する指導および検査の実施」について

乳幼児から成人まで、特定の食物が原因でアレルギー症状を起こす人が増えています。なかには、死に至るほど重篤な症状のかたもおられます。食物アレルギーを抱える人にとっては、アレルギー物質の混入や正しく表示されているかどうかなどについては大きな不安があります。これらへの対応として、検査を実施する義務表示7種類に加え、表示が勧められている推奨20品目や輸入食品の検査の実施についても引き続き要望します。

（６）「食品中の放射性物質検査」について

東日本大震災から6年が経過します。福島原発事故による食品に含まれる放射性物質に対する不安は、これまでの迅速な検査結果の公表やリスクコミュニケーションなどの結果、一定落ち着いてきていますが、いまなお不安を感じている消費者のみなさんがおられます。安全確保と不安解消のため放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望します。

（７）「いわゆる『健康食品』等への対応」について

効能・効果を標榜する、「いわゆる『健康食品』」類が多数存在します。「いわゆる『健康食品』」といわれるもののなかには、医薬品医療機器等法や景品表示法に違反するのではといった苦情・相談が消費者団体等に引き続き寄せられています。「適正な表示」の徹底にむけての監視指導を強めてください。また、「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」「いわゆる『健康食品』」等についての正しい知識や利用上の注意等についてのリスクコミュニケーションや啓発・広報を強めてください。

(8) 「輸入食品に関する監視指導」について

日本の食生活は、輸入食品なくして成り立ちません。食の安全を確保するための重要な課題として、国にたいして輸入食品の安全性確保の取組みについて一層充実、強化することを要望していただくことに加え、市内に流通している輸入食品の安全確認検査も引き続き強めていただくことを要望します。

(9) 「野生鳥獣食肉（ジビエ）の衛生管理」について

イノシシやシカといった野生鳥獣による農林水産物等への被害が深刻化していることから、捕獲した野生鳥獣を食用として活用されることが増加しています。野生鳥獣と家畜の処理の違いもあり「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」が策定されています。食用として安全に利用することができるように、「ガイドライン」に基づく衛生管理上の点検を強めることや微生物検査等の収去検査の実施を要望します。

以上